

## 中央区自治協議会のさらなる活性化について

### 1 全体会議の内容を選出団体へしっかりと報告しましょう

自治協委員は、地域の課題等に対する地域住民の声を自治協議会に届け、または自治協議会の審議内容を地域へフィードバック（報告）し、今後の地域活動に活かしていくなど、地域と自治協議会をつなぐ重要な役割があります。

各月全体会議の内容は、可能な限り選出団体（コミ協など）へ報告していただき、地域との連携強化に努めましょう。

（取組みの一例）

- ・毎月、市のホームページに掲載される会議概要をコミ協の役員会議で配布し、説明している。
- ※ホームページには、自治協議会全体会議終了後、概ね1週間以内で掲載
- ・会議次第（写）をコミ協の役員会で配り、口頭で説明している。
- ・コミ協事務所に会議資料と議事録をファイルに綴り、閲覧に供している。

### 2 地域課題について、自由に話し合しましょう

地域団体等の代表が集まる区自治協議会をより有効な協議の場とするため、各委員が地域課題等について自主的に意見交換、情報交換を行い、地域活動に活かしていくことが望まれます。地域のことを積極的に発言し、お互い情報共有をしていきましょう。

（例）

- ・地域の防災マップをどのように作り、地域住民にお知らせしているか。
- ・若い人が地域活動へ積極的に参加するための工夫や成功事例はないか。
- ・地域の茶の間を活性化させるためにはどうしたらよいか。

### 3 区（市）への要望は自治協全体の意見として協議しましょう

区民に身近なまちづくりや地域課題の解決に向けた取組みを区（市）へ要望する場合は、自治協全体の意見としてとりまとめる必要があります。そのような場合には、次の手続きに基づいておこないきましょう。

#### 【手続きの流れ】

要望したい地域課題等について事務局（中央区地域課）を通じて(※)総務運営会議へお申し出ください。

※ 当月の全体会議の議題として希望する場合は、会議の3週間前までにご連絡ください。全体会議の1週間前に総務運営会議を開催するため、それまでに内容の趣旨を確認する必要があります。

それ以降の申し出については、翌月以降の全体会議の対象になります。



総務運営会議の委員により事前に提案者から内容の趣旨を確認します。



総務運営会議で、全体会議の議題に取り上げるかどうか検討します。  
検討結果はあらかじめ提案者に伝えます。

(議題とする場合)

全体会議で内容や取組み方法について検討

(議題としない場合)

提案者へ理由を説明

このほか全体会議における委員個人からの区（市）への意見・要望については、特に事務局へ回答を求めず、委員個人の参考意見として取扱います。